

「平成21年度医療施設等 設備整備費補助金」に係る 実施要領を関係者に通知

支払基金は、11月25日付けで厚生労働省から「平成21年度医療施設等設備整備費助成事業」に係る認可申請が承認されたことを受け、本日、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、並びに支払基金各都道府県幹事長あてに、補助金の助成に係る実施要領を通知しましたのでお知らせします。

1 助成の目的

保険医療機関及び保険薬局が電子レセプトを作成するために準備する設備整備（レセプトコンピュータ等の購入、ソフトウェア等の導入）に係る費用の負担に対して、支払基金が助成を行うことにより、電子レセプトの推進を図ることを目的とする。

2 助成対象と基準額

（レセプト電算処理システム未対応保険医療機関等）

対象経費	レセプトコンピュータの購入	ソフトウェアの導入
	対象保険医療機関等	・レセコン購入費用 ・初期設定費用 ・送信用パソコン購入費用
病院	（基準額 250万）	（基準額 50万）
医科診療所	（基準額 50万）	（基準額 40万）
歯科診療所	（基準額 50万）	（基準額 40万）
薬局	（基準額 50万）	

（レセプト電算処理システム対応済の保険医療機関等）

既にレセプトの電子化に対応している医科診療所・保険薬局に対するレセプトコンピュータの買い換え費用の助成（基準額 50万）

3 助成額

上記の基準額、又は購入額に2分の1を乗じて得た額のいずれか低い方の額（千円未満切捨て）を助成。（ただし、助成予定額の196億円に達し次第、助成は終了となること）

4 申請について

レセプト電算処理システム未対応の保険医療機関等については、12月中旬、支払基金より、個別助成案内及び申請書等の一式を送付することとしていること。

また、既にレセプト電算処理システムに対応している医科診療所、保険薬局がレセプトコンピュータを買い換える場合の助成については、支払基金ホームページ（<http://www.ssk.or.jp>）に申請書等を掲載（12月上旬掲載予定）することとしているので、ダウンロードにより対応することとしていること。

（実施要領）

[「平成21年度医療施設等設備整備費助成金実施要領」](#)

—— 支払基金概要 ——

支払基金は、昭和23年9月に社会保険診療報酬支払基金法に基づいて設立された法人（平成15年10月1日から民間法人）であって、医療機関から請求された医療費の「適正な審査」と「迅速適正な支払」を二大使命として業務を実施しています。また、診療報酬の審査支払の他に、高齢者医療制度、退職者医療及び介護保険関係の業務も取り扱っています。

< 本件に関するお問い合わせ >

社会保険診療報酬支払基金 総合企画部広報課E-mail:honbu@ssk.or.jp
TEL03-3591-7441 内線(818・819)FAX: 03-3591-6708 <http://www.ssk.or.jp/>